

中小企業等事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している**市内中小企業等**のうち、経営継続と雇用の維持を図る事業者などに対して支給します。

緊急経済対策第1弾「小規模事業者等事業継続緊急支援金」とは対象者が異なるため重複申請はできません。

1 対象者

市内で事業を営み、6月以前に前年同月比の事業収入が50%未満に減少している

- ①中小企業者(中小企業基本法の規定による)
- ②介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者(従業員数6人以上)

※①②いずれも、小規模事業者、個人事業者を除く

※6月以前に国の持続化給付金の対象外である者が対象
※3月末までに事業を開始している者が対象
※従業員数…市内の事業所で常時使用する従業員の総数

■対象外の事業者

- ・風営法上の風俗営業(接待飲食等営業を除く)、性風俗関連特殊営業
- ・市税に滞納がある者
- ・宗教法人
- ・国の持続化給付金の給付を受けている者
- ・川口市小規模事業者等事業継続緊急支援金の支給を受けている者
- ・川口市暴力団排除条例に規定する暴力団などに関する者
- ・その他本事業の目的・趣旨から適切でないと本市が判断する者など

2 支給金額

20万円(口座振込)

3 申請書配布場所

第一本庁舎(5階 1番窓口)・川口駅前行政センター・支所・川口商工会議所・鳩ヶ谷商工会・川口緑化センター

※申請書は市または川口商工会議所ホームページからダウンロードもできます。 ※郵送を希望するかたはお問い合わせください。

4 申請方法

- ①郵送 (〒332-8799 本町2-2-1 川口郵便局留め「川口市中小企業等事業継続支援金事務局」あて)

申請期間 7月6日(月)～9月4日(金) (消印有効)

- ②窓口(予約制) ※郵送が難しいかたに限ります。

申請期間 7月20日(月)～9月4日(金)

場所 川口センタービル7階(本町4-1-8)

※希望するかたは事務局まで電話またはFAXでお申し込みください。

5 申請書類

- ①中小企業等事業継続支援金申請書兼請求書(1・2ページ)
 - ②振込先の通帳(口座情報が記載されたページ)の写し
 - ③令和元年分確定申告書別表1の控えと法人事業概況説明書(両面)の控え
 - ④2020年(2月～6月)の売上減少を証明する書類(減少した対象月の事業収入額を示した帳簿の写しなど)
- ※状況に応じて別途、書類が必要となることがあります。

申し込み・問い合わせ…川口市中小企業等事業継続支援金事務局(7月6日(月)開設)

☎048-446-7971(平日9:00～12:00、13:00～17:00) FAX048-446-7973